

気象警報発令時等非常時の対応について

令和5年6月

1. 気象警報発令時の処置

研修会等会場の該当市町村に気象警報が発令されている場合、次のとおり研修会等の開催を中止する。会員には年度当初に基準を示し、研修会等個別に開催の有無の連絡は、原則しないものとする。

	開催中止となる警報発令の時刻
午前開始の研修会等	当日午前 6:00 現在
午後開始の研修会等	当日午前 10:00 現在

※警報が発令されていない場合、地域の気象状況によって道路状況も異なるため、参加は会員各自の判断に委ねる。また、いかなる場合においても、研修会等の開催場所へ開催の有無等の問い合わせはしないように周知徹底する。

2. 気象警報発令が予想される時の処置

研修会等の開催の決定について、事務局担当副支部長が発議し、正副支部長で合議し、支部長が決定する。支部長不在の場合は、副支部長で合議し、事務局担当副支部長が決定する。事後、速やかに支部長へ報告する。会員へはHPへの掲載で周知する。

3. 気象警報発令等による中止対応時の流れ

